

所得税の確定申告と納税は、3月15日(月)まで

平成21年分の所得税の確定申告の税務署における相談及び申告書の受け付けは、2月16日(火)～3月15日(月)です。(土・日曜日は除く。ただし、松山税務署では、2月21日(日)、28日(日)に確定申告についての相談と申告書の受け付けを行います。)

毎年、期間間近になると税務署は混雑します。申告相談や確定申告書の提出はお早めに！また、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)をお忘れなく！

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までとなっています。

申告と相談は、余裕を持って早めに済ませてください。

贈与税の申告と納税をお忘れなく！

平成21年分の贈与税の申告と納税は、2月1日(月)～3月15日(月)です。

平成21年1月1日～12月31日の1年間に、個人からもらった財

産の価額が10万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要になります。なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

振替納税制度の「利用を！」

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の納税の方法に振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができます。また、うっかり納期限を忘れてしまつこともなく大変便利です。新たに振替納税を希望する場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を申告書の提出期限までに提出してください。

問い合わせ

松山税務署及び相談センター  
☎941-912-1

e-Tax(イータックス)をご利用ください

自宅のパソコンで、申告書等の作成ができます

国税庁のホームページ(<http://www.ntax.go.jp>)にアクセスする  
○「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が簡単に作成できます。

○自動計算機能で、記載もれや計算誤りを未然に防ぐことができます。  
○A4サイズの普通紙に印刷し、郵送すれば、税務署に行く必要はありません。

イータックスは、自宅やオフィスからインターネットを利用して、所得税徴収高計算書の提出や源泉所得税の納税ができます。

e-Tax  
イータックス  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

家を取り壊したときの固定資産税について

税務課(内線532・534)

こととしていきます。

しかし、登記申請をしていない、又は、未登記である場合の家屋の取り壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現況把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか「家屋滅失届書」を税務課に提出してください。

税務課では、新增築家屋の調査を不動産登記申請等により実施し、この調査をもとに賦課期日(1月1日現在)の状況を固定資産税課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。  
また、取り壊し家屋についても、不動産登記申請等により、実地調査や見回りを行い、翌年度の固定資産税課税台帳から除く

## 意見公募手続制度による意見を求めます

市では、次の7件について、伊予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

### ■政策等の名称

- ①伊予市ふれあい館設置条例の全部を改正する条例(案)
- ②伊予市社会体育施設設置条例(案)
- ③伊予市公民館設置条例の全部を改正する条例(案)
- ④伊予市上灘コミュニティセンター条例(案)
- ⑤伊予市水道「シヨン」(案)
- ⑥伊予市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)
- ⑦伊予市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(案)

### ■閲覧場所

- 市政情報コーナー
- ・市役所1階ロビー
- ・中山地域事務所
- ・双海地域事務所
- ※伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)

### ■意見の提出期限

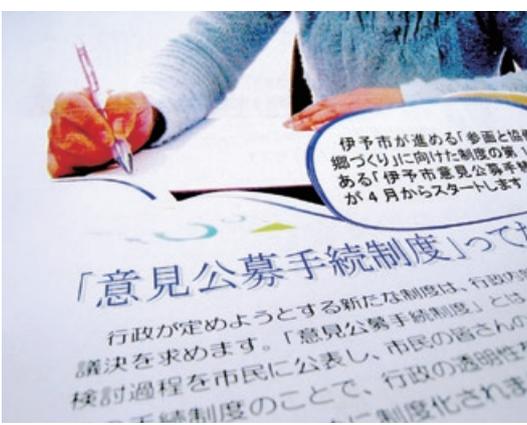
1月22日(金)、17時15分まで  
 ※土・日曜日、年始も受け付けます。  
 土・日曜日、年始に持参する場合は、宿直室に提出してください。

### ■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入のうえ、直接持参、郵便、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

### ■提出先・問い合わせ

企画財務課(〒799-1319、伊予市米湊820番地、☎982-1111(内線667)、FAX 983-3681、Eメール kikaku-zaimu@city.iyo.lg.jp)



## 2010年世界農林業センサスにご協力を!

企画財務課(内線588)

世界農林業センサスは、5年ごとに行われ、農林業や農村の実態を把握するとともに、これからの農林行政の企画・立案・推進のための大切な基礎資料となります。対象者には、調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

### ■実施期間 1月～2月

※調査員は「調査員証」を必ず身に付けていますのでご確認ください。なお、調査票については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

### ■対象者 農林業を営むすべて

## 公的個人認証の「電子証明書」の有効期間は3年 引き続き必要な方は、更新手続きを!

市民生活課(内線537・566・569)

電子証明書は、オンライン手続きにおいて本人確認をするため、住民基本台帳カード内に保存されている情報のことです。

この電子証明書の有効期間は、発行の日から3年となっております。3年が経過すると自動的に失効する仕組みとなっております。

引き続き利用するには、更新の手続きが必要となります。

有効期間満了日は、「電子証明書」の写し又は、公的個人認証

サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」でご確認ください。

### 《注意》

- ・住民基本台帳カードに記載されている有効期間は、電子証明書の有効期間とは異なります。
- ・更新手続きは、有効期間満了日の3か月前からできます。
- ・更新の場合も500円の手数料が必要です。

# 平成22年度 水道検針票の広告を募集します

水道課（内線712）

市では、水道検針票の裏面に有  
料広告の掲載を行っています。

水道検針票は、2か月に一度、  
本庁地区の上下水道を利用し  
ているすべての家庭・企業に配  
布しており、年間6回で約66,  
000枚配布しています。

■掲載の位置 『上下水道使用量  
等のお知らせ』の裏面

■掲載面積 全枠(縦102mm×横67  
mm)又は1/2枠(縦50mm×横67mm)  
■掲載のカラー 水色・赤色の2

色刷又はどちらかの1色刷

■広告の掲載料 全枠(年間  
100,000円)又は1/2枠(年  
間50,000円)

※ただし、掲載料のかわりに検針票の現  
物を納めていただくこともできます。

■申込方法 水道課に直接お申  
し込みください。申込書は、伊予  
市ホームページでダウンロード  
できます。

■申込受付期間  
1月4日(月)～29日(金)

## 伊予市フォトコンテスト 作品募集!



海・山の豊かな自然、  
歴史ある町家、四季  
折々の美しい景観…。  
新しい伊予市の魅  
力を発見し、発信で  
きる四季やイベント写  
真を広く募集します。

【テーマ】伊予市の四季それぞれの季節感ある  
写真

【規格】四つ切カラー単写真(合成・加工不可)

【応募締切】平成22年3月15日(月)

※応募方法等詳しくは、下の問い合わせ先にご連絡  
ください。

【問い合わせ】伊予市観光協会「フォトコンテ  
スト事務局」係 ☎982-0334、ホームページ  
<http://iyokankou.jp/>

## ホップステップ 消費者力

### 19歳と20歳の壁…?

未成年が契約をするには、法定代理人(通常は  
両親)の同意が必要です。これは社会的経験が浅  
く、判断能力や経済力が不十分であること、素  
直であったり、好奇心が旺盛であるなど、若者  
の特性を踏まえたものです。

原則、未成年者が行った契約は、法律によっ  
て取り消しが可能です。悪質業者はこのことを  
よく心得ていますので、インターネットを悪用  
した手口やデート商法など、成人直後の若者が  
狙われるトラブルが後を絶ちません。

契約には、責任が伴うことを自覚し、安易に  
契約しないようにしましょう。

※成人式を迎える皆さんには、リーフレットを配布します。

消費生活に関する相談や問い合わせは、

### 産業経済課 消費者相談窓口(直通)

☎982-1289 ※月・水・金は専門の相談員が対応します。

※直通電話になりました。お気軽にご相談ください。

## = 1月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。  
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第4期)	2月1日(月)	1月27日(水)
国保税 (第7期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

## 宝くじ助成事業

広報いよし11月号23  
ページでお知らせした  
宝くじ助成事業の記事  
に誤りがありました。  
お詫び申し上げます  
とともに次のとおり訂正いたします。

### 【米湊A-1】

みこし 1台  
ハッピ 55枚



**国民年金の手続きはお済みですか？  
20歳になったら年金の手続きを！**

健康保険課（内線547）

今年、晴れて新成人となる皆さん、おめでとうございます。

20歳になると、いろいろな手続きをしなければなりません。今回は、そのうちのひとつとして、国民年金の手続きについて説明します。

**国民年金は、**

**20歳以上60歳未満の方の義務です**

「国民年金の手続きなんてしなくてもいいよね…」と思っている方がいるかもしれませんが、20歳以上60歳未満の方は、国民年金の加入と保険料の納付が義務となっており、20歳になると加入の手続きをしなければなりません。

**保険料の免除制度があります**

「国民年金の加入手続きはしたけど、収入が少ないから、月々の納付ができない。」

このような方には、「保険料免除制度」・「若年者納付猶予制度」があります。申請をして承認されると、その期間の保険料が免除、軽減、又は、猶予されます。

申請をする場合は、年金手帳

や印鑑など、必要なものがあります。まずはお問い合わせください。

**学生の皆さんは、**

**学生納付特例制度があります**

学生本人に収入がない場合、届出をして承認されると、在学中の保険料が猶予され、10年後までの間に納められる制度です。

**■届出に必要なもの**

・在学証明書、又は、学生証(両面の写し)、印鑑 など

**追納について**

免除・猶予・特例を受けた期間分の年金保険料は、追納をしないと将来の受給金額が減額されます。

※2年を経過した分については、当時の保険料に加算が付きまます。

**■問い合わせ**

日本年金機構 松山西年金事務所  
☎925-5105

※社会保険事務所は、1月から、日本年金機構の「年金事務所」に名称が変わりました。

**= 市内の交通事故状況 =**

(11月末日現在)

	11月	累計	前年比
発生	16件	190件	+ 27件
死者	1人	2人	- 4人
傷者	20人	252人	+ 48人

シートベルトを正しく着用しましょう！

**= 市内の街頭犯罪等発生状況 =**

(11月末日現在)

	11月	累計	前年比
侵入盗	3件	59件	- 31件
自動車盗	0件	7件	+ 1件
オートバイ盗	3件	19件	- 4件
自転車盗	4件	48件	- 28件
車上ねらい	5件	43件	- 17件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

**水道の休日当直当番業者**

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
1	1(金)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	2(土)	友澤設備 大 平	982-1381
	3(日)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	9(土)	(有)協和設備工業 上 吾川	983-4185
	10(日)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318
	11(月)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	16(土)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	17(日)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	23(土)	(有)二宮水道工業 下 吾川	983-2819
	24(日)	未来設備 尾 崎	983-5282
	30(土)	功栄設備 中 村	982-5888
31(日)	(有)升田金物店 出 瀨	967-0067	
2	6(土)	(有)ハヤタ設備工業 上 吾川	983-0398
	7(日)	西岡建材(株) 下 吾川	983-1598

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。  
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
救急救命士の病院実習にご協力を！

伊予消防署 ☎ 982-10657



心肺停止などの危機が迫った救急患者をはじめとして、救急車で搬送される方を、より適切に救護し、かけがえのない市民の生命を守るために救急救命士が救急車に乗務しています。

救急救命士は、他の救急隊員にはできない、高度な救命処置を行うことができます。しかし、救急現場で十分な力を発揮するには、より高度な知識と技術を身に付けなければなりません。その知識等を養うため、定期的に病院での実習(再教育実習)を行っています。

また、救急救命士が救急現場などで気管にチューブを挿入する気管挿管や心臓の動きを助ける薬剤投与の救命処置を実施す

るには、認定資格が必要で、そのための病院実習を行っています。その際、救急救命士と指導する医師が患者に説明を行い、同意を得てから実習を行います。

救急救命士を育て、救急患者の尊い命を救うため、救急救命士の病院実習に市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「本当に必要ですか？」

救急車を呼ぶ前に

考えてください

救急車の出場件数が急増し、現場に到着するまでの平均時間が徐々に遅れてきています。このままでは、真に緊急を要し、救急車が必要な方への対応が遅れてしまう可能性があります。

症状の軽い方、救急車で病院に行けば早く診てもらえるといった安易な考えの方、タクシーや自家用車で病院に行ける方等は、救急車を呼ぶことは控えてください。大切な命を救うために、救急車の適正利用をお願いします。



救急現場のエキスパート  
『救急救命士』

「救急救命士」は、厚生労働大臣の免許による医療従事者で、平成3年に制定された国家資格です。救急現場での応急処置の充実と救命率の向上を目的に設けられました。救急救命士は、心肺停止状態の傷病者に対して、医師の指示のもとに、器具を用いた気道確保や静脈路確保のための輸液などの「救急救命処置」を行うことができます。

また、近年、救急救命処置の範囲が拡大され、県のメディカルコントロール協議会の認定を受けた救急救命士は、「気管挿管」や「薬剤(エピネフリン)投与」を行うことができるようになりました。



救急救命士ワッペン

## 伊予市消防出初式



■日時 1月17日(日)  
9:30~  
■場所 中山町長沢  
グラウンド

※当日の午前7時に、伊予市全域でサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにご注意ください。

### ■伊予市管内の火災と救急出場件数(11月末日現在)

種別	11月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	11	2	2
	1			15		
救急出場 件数	90	22	19	1,182	194	222
	131			1,598		

火災・救急 → 119  
☎ 火災救急病院 案内 982-5959